

様式第 10 号（第 9 条関係）

聴聞審理公開通知書

第 号  
年 月 日

様

下妻市長

印

年 月 日に において行う聴聞は、公開により行う  
ので、下妻市特定非営利活動法人の設立の認証の取消しに係る聴聞事務要領第 9 条第 2 項  
の規定により通知します。